

厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）  
障害児の家族を含めた保健・医療ケアに関する研究

分担研究報告書

分担研究者：日暮 真（東京家政大学・児童学科）  
研究協力者：中村安秀（大阪大学・人間科学部）  
小枝達也（鳥取大学・教育地域科学部・障害児病理）  
恩河尚清（沖縄県立宮古病院）  
恒次欽也（愛知教育大学・教育学部・障害児教育講座）  
高田谷久美子（山梨医科大学・看護学科）  
大田綾子（石垣市教育委員会）

研究の概要

本分担研究班は、（1）学童保育における障害児ケア、（2）公衆衛生活動における質的分析の方法としてのフォーカス・グループ・ディスカッション法を用いた障害児ケアに関する調査の2課題を主たる研究課題に据え、調査研究を行った。

（1）障害児の放課後児童健全育成に関する研究

児童クラブは、緊急保育対策5ヵ年事業（エンゼルプラン）の中で放課後児童健全育成事業として平成6年度から取り上げられた。そして当初5313ヵ所、最終目標9000ヵ所であったものが、最終の平成11年度には8392ヵ所、達成率は93%と高いものとなった（厚生省、2000）。さらに、厚生省は新エンゼルプランでは放課後児童クラブの推進として、平成11年度9000ヵ所から平成16年度11,500ヵ所に増やすとしている。われわれは平成10年度より障害児の放課後児童健全育成に関する本研究を開始した。当初は全国の実態調査、昨年度は、障害児たちの保護者達が彼らの放課後活動に関してどのように感じているかの意識調査を行った。本年度は、全国の市町村よりランダム抽出した520ヵ所を対象とし、個々の行政における障害児学童保育への実態調査を実施した。調査内容の詳細は、後述の調査報告を参照されたい。

調査の結果、障害児加算など実施状況はかなり都道府県間で大きな違いがあること、実施地域にもかなり偏りがあるように思われた。国が児童クラブへの障害児受け入れの方向を示したことにより、今後の課題として

- 1) 施設整備〈安全対策を含めて〉
- 2) 指導員の資格
- 3) 障害児を担当できる指導員の確保
- 4) 障害児受け入れのための要綱の整備（障害種別、障害程度、障害児数数対指導員数比〈加配基準〉、加算、障害児年齢など）
- 5) 障害児の長期休暇中の受け入れ
- 6) 盲・聾・養護学校・障害児学級の活用と同在籍児の扱い

- 7) 全児童放課後対策（児童クラブとは異なり児童全員が対象で教育委員会実施が通常）との関連で障害児の受け入れをどうするか、言いかえると、児童クラブという仕組み以外の放課後対策の在り方の検討
- 8) 研修の整備（障害児全般、事例研究（特に自閉症児、行動障害児等の取り扱いの難しい児への対応））
- 9) 小学校から中学校・高校（盲・聾・養護学校中学部・高等部、高等養護学校）の生徒の放課後対策をどうするか
- 10) 児が所属している学校での学習・生活等との関連から、学級担任との連携などの諸課題を検討していく必要があるものと思う。

厚生省が最近特に強い関心を寄せている「障害児受け入れ促進試行事業」とのからみもあって、本研究はきわめて時宜を得たものと考えている。内容の詳細は、以下の報告にゆずる。

#### （2）フォーカス・グループ・ディスカッション法による障害児ケアに関するニーズ調査

現代の母子を取り巻く多様なニードに対応するためには、単なる量的評価だけではなく、質的評価も重要視されなければならない。国際保健分野において、文化社会背景の異なるフィールドで住民のニーズや意識を把握するための手段として頻用されているフォーカス・グループ・ディスカッション法（F G D）により、障害児を持つ親のニーズを調査した。その結果、F G Dは具体的なあらかじめ回答が用意できない潜在的な意識を調査するには非常に優れた技法であり、地域における障害児とその家族の意識やニーズを調査するには非常に適切な調査方法であると考えられた。

本年度は、F G Dワークショップを鳥取で行い、3か年にわたる研究成果をまとめ、「フォーカス・グループ・ディスカッション・マニュアル」を作成した。

#### （3）その他

山陰における障害児の夏期学童保育に関する保護者のニーズ調査、沖縄県離島における障害児の家族を含めた保健・医療ケアに関する研究、重度障害児のいる家族への支援に関する研究等の調査研究がある。

厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）  
障害児の放課後児童健全育成（児童クラブ）に関する調査研究Ⅲ  
－市（区）町村調査のおもな結果から－

恒次 鈴也<sup>\*1</sup> 三浦 栄子<sup>\*1</sup> 森本 尚子<sup>\*2</sup> 日暮 真<sup>\*2</sup>  
(愛知教育大学教育学部障害児教育講座<sup>\*1</sup> 東京家政大学家政学部児童学科<sup>\*2</sup>)

## I. はじめに：

われわれは一昨年度、昨年度と本厚生科学研究（子ども家庭総合研究）において障害児の児童クラブに関する調査研究を行ってきた（恒次、1999, 2000）。以下に概要を紹介したい。

一昨年度は児童クラブへの予備的調査を行ない、その結果、当時の児童クラブでは「障害児の問題に关心がないわけではないが、しかし、それよりも法改正に伴う市町村条例や要綱、民間から公立への移行、学童保育所そのものの位置づけ、あり方、指導員制度等の課題が山積しており、これらの問題への関心や対応に追われている」というのが現状であった。また、障害児を受け入れていても障害児を受け入れるためのソフト（研修など）・ハード（施設など）面面の整備の立ち後れが認められた。障害児を受け入れていくためにはかなりの条件整備が必要になるだろうことが推測できる結果であった。

昨年度は障害児童・生徒をもつ保護者への調査を行なった。

その結果、障害児の放課後や休日・長期休業中におかれている状況はかなり貧困なものであり、親たちがさまざまな思い、それも錯綜した思いを抱いて日々すごしている姿が浮かぶものであった。もっとも基本的で重要な悩みとしてあげられるのは、地域に自分達の子ども（障害児）が受け入れられていないことである。また、障害児の場合には単なる場の確保にとどまらず、きちんと障害児を理解し、対応できる専門家が期待されてもいた。つまり、安心して子どもを預けられることが基本的な条件となっているといえる。とすれば、児童クラブの指導員の資格の見直しや、研修体制、場合によっては、児童クラブにとどまらない障害児・者をケアできる資格制度が必要になるかもしれない。

今年度の研究の目的は後述するとして、ここ一年ほどの障害児の児童クラブに関連した状況について述べておきたい。

## 1. 厚生労働省の動き

児童クラブは少子化対策の緊急保育対策5カ年事業（エンゼルプラン）の中で「放課後児童健全育成事業」として平成6年度から取り上げられた。そして当初5313カ所、最終目標9000カ所であったものが、最終の平成11年度には8392カ所、達成率は93%と高いものであった（厚生省＜当時＞、2000）。これは期間中に児童福祉法の改正により法律に位置づけられたことも増加要因の一因になったものと思われる。

今回策定された新エンゼルプランにおいては放課後児童クラブの推進として平成11年度9,000カ所から平成16年度11,500カ所に増やすとしている。

さらに、厚生省（当時）は都道府県を通じて集計した1999年5月現在の児童クラブ数と入所児童数並びに障害児の入所状況調査を行っている。ここでいう障害児は「障害児学級および盲・聾・養護学校小学部に通っている児童」のことである。全国学童保育協議会の調査結果（1998）とあわせて表1と2に示した。

また、平成13年度厚生労働省概算要求によると放課後児童クラブの充実として9,500か所→10,000か所に増やすことと、とくに関心を寄せるべきものとしては「障害児の受入れを促進するための試行事業を実施するとともに、新たに過疎地等における10人以上20人未満の小規模クラブにも補助対象を拡大。」するということである。

具体的な内容は下記の通りである。

ひとつは「障害児受入促進試行事業」であり、放課後児童健全育成事業において障害児の受入を図るために、対象児童の範囲及び設備等のあり方などを検証する試行事業を実施するための補助金として、一クラブ年間71万円で100か所分を予算計上している。

これは厚生労働省が障害児を児童クラブに入れていくという姿勢を示したものとして今後の推移に注目していきたい重要なことがらである。

二つ目には「小規模クラブ」への補助対象の拡

大であり、過疎地等の地域において事業を実施する、10人以上20人未満の小規模クラブにも補助を拡大」するもので、一クラブ年間98万円で100か所分を予算計上している。児童や障害児の少ない地域においても児童クラブを創設できる可能性があるという点で注目すべき新規事業であると思う。この両事業を組合せれば小規模で障害児と健常児が共に過ごせるような児童クラブも可能なのではないかと思われる。

## 2. 障害児学童保育の動きー全国学童保育協議会1998年調査からー(1999年刊)

全国学童保育協議会(以下協議会、なお、児童クラブは厚生労働省の用語であるが、学童保育も同義である。学童保育という場合は協議会関連の場合に用い、本論では基本的には児童クラブを用いる)の調査によると、1993年5月調査と、1998年5月調査では学童保育数が7,516カ所から9,627カ所へ増加し、実施している市(区)町村数も977から1,450カ所へ増加している。さらに、障害児が入所しているのは283市(区)町村29.0%から514市(区)町村34.2%、障害児が入所している学童保育数902カ所(14.3%)から1,689カ所(20.7%)、入所している障害児数1,437人から2,627人(1施設あたり平均1.56人は変化なし)であった。

また、自治体の補助金加算の有無では「ある」市(区)町村23.5%(内)から22.0%へ微減、指導員の加配が「ある」33.2%(内公営72.8%)から41.2%(内公営78.6%)へ増加した。

これについて93年度調査と比べて次のようにまとめている。

1)障害児の入所している施設数、児童数とともに5年間で1.8倍増えている。

2)障害児のいる学童保育がある市(区)町村の割合は34.2%で、93年との比較では5.2ポイント増えているが、6割強の市(区)町村の学童保育には障害児が一人も入所していない(できていない)

3)障害児の入所している学童保育数の割合は6ポイント増加しているが、まだ全体の2割強にとどまっている。

4)障害児のいる学童保育では補助金の加算や指導員の加配は次のようになっている。

\*障害児受け入れにあたって補助金の加算がある市(区)町村(公営以外)は、障害児のいる学童保育のある市(区)町村のうちの22%。補助

金加算のない市(区)町村は16%と20ポイントも93年と比べ減少している。(受け入れている学童保育の公営の比率が高まり、公営以外では補助金加算のない学童保育の比率が減少している)

\*指導員を加配している学童保育のある市(区)町村の割合は4割強で、93年と比べて8ポイント増えている。このうち、8割弱が公営である。公営以外では指導員の加配が少ない。(全体の学童保育数の50%は公営)

次に、都道府県の障害児単独事業について(「日本の学童ほいく、12月号協議会だより」、全国学童保育協議会、2000)から紹介したい。

障害児受入れ加算などを行っている都道府県は21都道府県で98年度の全国学童保育協議会の調査の12都道府県と比べて9つ増えている。

おもな、実施内容は次の通りであるが、都道府県のあと( )内は、発足年度と障害児数の要件を意味している。

北海道(98年、2名から)、岩手県(2000年、1名以上)、秋田県(2000年)、山形県(99年、2名から、単価58万円)、群馬県(97年、単価45万6千円)、埼玉県a(73年、3名から人件費97万7千円、賠償責任保険料1万円)、埼玉県b(88年、人件費および賠償責任保険料)、東京都(62年、児童ひとり年間40万4千円)、石川県(2000年、2人から単価97万5千円)、福井県(99年、5人から人件費、ひとりにつき51万円)、岐阜県(95年、一人以上単価83万3千円)、滋賀県(76年、単価10万円)、大阪府(98年、4人から単価116万9千円)、鳥取県(2000年、一人以上単価74万1千円)、島根県(98年、単価76万2千円)、山口県(95年、3人から単価月額13万9千円)、広島県(98年、単価月額7万6千円)、徳島県(96年、障害児一人につき月額3万7千860円)、香川県(99年、ひとり月額3万7千890円)、高知県(98年、単価月額1万5千円)、大分県(99年、ひとりにつき月額1万円)、沖縄県(99年、2名以上単価68万円)

(注1)( )に人数がない場合は、障害児1名から補助の対象となる

(注2)埼玉bは養護学校学童保育への補助であって、これは「養護学校放課後児童対策事業」として行われている。養護学校を対象にした事業は全国でも埼玉県のみで行われている。この点では養護学校児童の放課後対策が遅れている現況からすると先駆的なものであることがわかる。

(注3)福井県は「心身障害児児童クラブ育成

事業」として発足している。

以上のように障害児加算などの実施状況はかなり都道府県間におおきな違いがあることがわかる。実施地域にもかなりの偏りがあるように思われる。

これまで先述したようにわれわれは本厚生科学研究（子ども家庭総合研究）において初年度は児童クラブへの調査、2年目は保護者調査をそれぞれ行い、報告してきた。これらの結果をふまえて今回の本研究の目的は市（区）町村を対象に児童クラブへの障害児の受け入れに関する意識を調査することである。これによって、現在の市（区）町村のおおよその意識を把握し、これを一昨年度の児童クラブ調査、前年度の保護者調査とも引き比べて今後の障害児の放課後の方針を検討したい。

## II. 研究方法：

### 1. 対象市（区）町村

3,000余の市（区）町村（政令都市や東京都特別区などを含む）の中からランダムに520カ所を抽出し、下記の方法により実施した。

520カ所の内訳は市（区）257カ所49.4%、町242カ所46.5%、村21カ所4.1%であった。

### 2. 調査方法

郵送法により配布、回収した。調査票の表紙には本調査の目的を記載し、今後の資料提供や訪問あるいは電話、郵便調査ができるように有記名で、かつ、本事業担当の管理職に回答を求めて行った。調査票の最後には関連資料があれば返送用封筒に調査票と共に送ってくださるよう依頼した。その際、送料不足でも構わないことを記載した。その結果、有記名にもかかわらず、520カ所中307カ所（回収率59.0%）であった。内訳は市（区）164カ所53.4%、町130カ所42.4%、村13カ所4.2%で、ほぼ配布時の配分と変わらなかった。

### 3. 調査内容

主なものは障害児の受け入れに関するもので全33項目からなっている。今回、まとめたものはつぎのような項目群である。

1) 障害児の通所の有無の回答を求め（項目11）、質問票の項目番号以下同じ）、つぎにこの項目11の回答で障害児が通所している場合、以下の項目、2) 通所の条件（項目13）、3) 入所

方法（項目14）、4) 入所定員（項目15）、5) 加配（項目16）、6) 加算（項目17）、7) 補助金の有無（項目18）、8) 学年超過児（小学校4年生以上）の扱い（項目19）、9) 障害児受け入れのための要綱・条例の有無（項目20）、10) 施設整備（項目21）、11) 障害のある子どもの対物・対人保険（項目22）、12) 研修体制（項目23）、13) 障害児を受け入れる場合の指導員の資格（項目24）、14) 障害児通所による長短（自由記述）を問うもの（項目25）である。

また、項目11において障害児が通所していない場合、15) 現在、通所していない理由（項目26）、16) 通所できるための条件整備（項目27）の2項目を尋ねた。

さらに、全市（区）町村を対象に對象に、17) 障害のある中学生（障害児学級、盲・聾・養護学校中学部）の放課後への対応（項目28）、18) 高校生（盲・聾・養護学校高等部）の放課後への対応（項目29）、19) 障害幼児（幼稚園・保育園・就学全施設通園児）の放課後への対応（項目30）について、20) 全児童放課後対策の実施状況（項目31）、21) 児童クラブ以外の放課後通所施設（項目32）、22) 今後の放課後を含む子育て支援の仕組みのあり方（選択肢に自由記述を含む）（項目33）、18) 障害児の放課後について（自由記述）（項目34）であった。

## III. 研究結果と考察：

### 1. 全市（区）町村回答対象の項目の単純集計結果（末尾の表3参照）

#### 1) 項目5 児童クラブの有無

児童クラブが「ある」市（区）町村は96.4%、「ない」のは3.6%でほとんどの市（区）町村に児童クラブは開設されている。この開設されていない市（区）町村は人口が少なく、児童数も少ない町村などに限られていた。

#### 2) 項目11 児童クラブへの障害児の通所

「通所している」48.6%、「していない」42.9%、「通所していた」4.1%、「把握していない（不明）」3.1%などである。さきに協議会の調査をあげたがそれによれば受け入れているのは514市（区）町村34.2%であった。上記結果は14ポイントほど高い数値になっている。これは今回調査が障害児を受け入れている市（区）町村からの回収率が高いために偏った数値になった可能性があ

ると思う。したがって、この数値をもつてして全国的な傾向を推測するのは妥当であるとはいえないかもしれない。

一昨年の児童クラブの調査では障害児童の通所は「通所していない（18）」34.0 %、「かつて通っていた（22）」41.5 %、「通所している（13）」24.5 %であり、協議会の全国調査の自治体レベルの障害児受入状況は29.0 %であり、おおむねこの程度ではないかと思われる。

昨年度の保護者調査では、児童クラブについて「知っている」78.2 %、「知らない」21.8 %であり、8割弱が知っているが、「通った（っている）」7.2 %、「通わせたい（条件付き）60.3 %」、「通いたくない」36.0 %、という結果で通所できる児童クラブのわりに通っている障害児が少ないのでたまたま受け入れ可能な児童クラブが住居近辺にあるという確率が低いためだろうか。また、下記のような通わせたくない理由があることもその要因として含まれるだろう。

保護者調査では今後の通所について4割弱が通いたくないとしている。児童クラブに通っていない理由として（多重回答）「必要がない」30.9 %、「考えたことがない」41.7 %、「近くにない」28.4 %、「年齢制限」23.5 %（注：対象が養護学校小学部高学年、中学部、高等部を含んでいるため）、「障害児を受け入れない」24.9 %であり、これらのことことがその理由になっていると思われる。積極的に行かせたくないという理由は少ないとから状況が整備されれば要望が強くなると思われ、現在の受け入れ状況では対応が困難になることが予想されるだろう。

3) 項目 28 障害のある中学生の放課後（障害児学級・養護学校・盲・聾学校中学部）では3の「国の制度として」が47.2 %で群を抜いて高い。続いて「その他」の15.8 %をのぞけば「5の放課後の全児童対策事業」12.3 %、「6の特に必要ない」10.2 %であった。

4) 項目 29 障害のある高校生の放課後（養護学校・盲・聾学校高等部）でも同じく「3の国の制度」をあげるものが多く47.9 %で、「その他」の16.9 %をのぞくと「6の特に必要ない」13.7 %、「5の全児童対策事業」で9.2 %であった。

5) 項目 30 障害のある幼児の放課後（幼稚園児・保育園児・就学前施設通園児）でも「3の国の制度」として31.7 %と高いが、項目 28, 29ほどでなく、その分「その他」が24.9 %と高い。ついで「6特に必要ない」13.5 %であった。この

「その他」が多かったのは記載してあった理由から、既存の障害児保育や延長保育で対応すれば良いとする意見が数多くあったためである。児童クラブと同様に日中の保育に欠けるということが前提としてあるのでこのようなことになったと思う。

この3項目（項目 28 から 30）に共通するのは「既存の児童クラブに入所できるようにする」(6.7 %から 7.5 %) ことや「自治体が独自に設立すること」(2.8 %から 5.0 %) や「親の会の対応」(6.7 %から 7.5 %) などには消極的であり、「国の施策として児童クラブとは別のものとして設立する」というものである。また、他方では「とくに必要ない」という意見も 10 から 14 % 弱認められ低年齢児や生徒に対しての放課後活動に対する理解が及んでいないようであり、今後考えていかなくてはならない課題であるといえる。

6) 項目 31 全児童放課後対策については「知らない」というのが 44.0 % で最も多かった。この全児童対策は児童クラブとは別個に教育委員会等で親が共働き等という条件とは無関係にすべての児童、当然、小学校 1 から 6 年生を対象にした放課後対策のこと、横浜市、名古屋市などの政令都市を中心に行われているものが知られている。「3の知っているが特に検討していない」が 35.6 % と次いで高くなっている。「現在実施している」というのは 10.1 % と予想外に高かったというのが率直な印象である。中には通常の児童クラブの学年超過（通常は 1 から 3 年生まで）により 6 年生までみているものを全児童対策に含めているところもあるのではないかと思われる節もみられたが明瞭ではないのでとりあえずそのまま算出した。この中で「障害児も対象」としているところが 17 カ所 68.0 % と比較的高率であった。したがって、児童の所属する学校（小学校のみならず、養護学校、盲・聾学校含めて）で放課後を過ごすことができれば障害児にとっても保護者にとっても意味のあるものといえるだろう。この場合、従来の児童クラブとのすみ分け、利用の仕方を工夫する必要があるだろう。

7) 項目 32 児童クラブ以外の施設としては「5のない」が 62.9 % と高かった。これに「あるかどうかわからない」を含めれば 75 % 強であり、おそらく児童クラブ以外にはないものと推定される。児童クラブ以外の行き場が非常に限られているということがわかる。

保護者調査では、児童クラブ以外の場として、

具体的にあがってくるのは「公共の場（児童館、青年の家、生涯学習センター等）がもっと自由に使えると良い」「運動不足だからスポーツ施設に通えると良い」「障害児対象のものがあると良い」等「学区の学校の行事に参加したい」「地域の中（各学区）」「養護学校内」「子どもが行きたいと思う場所である」「安全な場である」「地域にあること」「健常児との触れ合い」「障害児専用、優先」「社会人になっても関わっていける場所」「多くの場があり、選択できる」などがあがってきていた。このように多様な場に障害児が一人、あるいは保護者・きょうだい、友人、ボランティア等と自由に通所し、安全にかつ有意義に時間を過ごせる場となることが望まれている。そのためには各公共施設の職員がある程度の障害児に関する知識や対応の仕方などを学んでおく必要があるものと思われる。

8) 項目 33 今後の望まれる仕組みで一番多かったのは「11 の地域の子どもたちと一緒に過ごせる場」で 54.1 %、次いで「5 の保護者の傷病など緊急時に一時的に預けられる」49.0 %、「13 の地域に障害児の理解を促す交流の場」40.2 %、「12 地域の子どもの親たちと一緒に過ごせる場」33.4 %、「9 地域のクラブ活動・学校の部活動」27.7 %、「1両親が共働きであってもなくとも預けられる」26.4 %、「2 子どもの年齢に関係なく預けられる」22.0 %などであった。上位を占めるのは地域の中で成長していくために必要な地域内でのおとなとの理解や子どもたちとの交流、地域での生活の場の確保であることがわかった。少なかったのは、「10 青少年学級への参加」4.4 %、「7 の 1 から 2 週間預けられる」4.7 %、「4 夜間宿泊可能で預けられる」で 6.1 %であり、とりわけ障害のある子どもを宿泊により預けることには賛成が得られにくいことがわかった。

保護者が望む仕組みとしてあげられたのは（多重回答）、「緊急時・一時的に」68.7 %、「年齢に関係なく」65.0 %、「地域に理解される」56.2 %、「保護者の就労とは無関係に」52.9 %であった。つまり、親たちが望む社会的な仕組みは緊急時や一時的に、年齢に関係なく、地域に理解されるものが必要であり、さらに、こうした仕組みは母親の就労とは関係なく利用できるものが望まれている。これは「レスパイト」「ショートステイ」といわれるものが該当することだろう。

とりわけ長期休業中に限ってみると「ショートステイ」「レスパイト」といった保護者を支援す

るもののが求められていた。先にも述べたように長期休暇中は子どもがずっと家庭内にとどまり、行き場がないために、親子が心理的な閉塞状況に陥ってしまうと推測できる。この状況を開拓するには親にとっても、子どもにとっても互いに休息をとることが必要でこれによってあらたな気持ちで互いにすごすことができるものと思う。

市（区）町村調査に戻って、この項目での自由記述で目立ったのは「項目 33 であげられた各選択肢の充実を望むもの」と、「充実することにより親子関係が希薄になったり」、「親が子どもの養育を放棄したり、無責任になったり」、「地域や行政任せになってしまふ」という懸念が述べられることが多かったということである。こうした意見の多くは障害児の家庭ということを意識した印象は比較的乏しく、通常の家庭の問題として述べられていることが多いようであった。いずれにせよ、制度を充実させることの重要性もあるが、他方では家庭教育、養護にも注意を払うべきということであり、このバランスをいかにとつていくかが課題になるものと思われる。おそらく保護者が求める制度の充実は今後ますますエスカレートしていくであろうが、基本となる家庭機能を維持しながらということを保護者にだれが求めていくか、困難な問題である。

9) 項目 34 自由記述 主な意見は、「障害児も健常児と同様に平等に扱われるべきである」と、「養護学校の活用が望ましいこと」、「人材や予算の不足」、「障害児が利用できる各種公共施設の利用促進」、「国による事業の促進」、「障害児、健常児・者が共に過ごせる場の確保」などであった。ただし、意見はとても多様で%を出せるほどのまとめはみられなかった。

なお、以上の項目について障害児を受け入れている、いない（項目 11）とクロス集計（ $\chi$ 自乗検定）を行ったがほとんどの項目で有意ではなかったので省略した。

## 2. 障害児を受け入れていない市（区）町村への限定質問項目の単純集計結果（末尾調査票参照）

1) 項目 26 現在、通っていない理由 第1位は「2 入所希望がない」59.1 %、「7 障害児が通所できる条件の未整備」38.7 %、「3 施設の未整備」36.0 %、「9 人材がいない」29.9 %、「1 対象児童がいない」25.5 %などであった。「入所希望がない」というのは「対象児童がいない」よりも 2 倍強みられることから、対象児童はいても児童

クラブに預けるという必要性が少ないので、情報不足でそういう方法が知られていないのか、いずれかと思われる。なお、「6別の施設が良い」は4.4%に過ぎないところから受け入れるという考え方には基本的にほとんど反対意見がないものと推測できる。

児童クラブの調査では現在は通所していない理由は「障害児がない（15件）」71.4%、「余裕がない（4件）」19.0%、「その他（2件）」9.5%であり、対象児がないことが主たる理由である。やあじり、入所希望や対象児がないというのが大きな理由となっている。

同じく児童クラブの調査で、受け入れない理由では「要綱がない（2件）」9.1%、「要綱で禁止（0件）」、「要望がない（10件）」45.5%、「受入困難（9件）」36.4%、「別の施設がよい（1件）」4.5%、「その他（1件）」4.5%であり、要望がないのが最大の理由になっている。

保護者調査では、母親は6割強が働いておらず、その理由として、「家事・育児の両立困難」41.5%、「子どものために」40.3%、「家事・育児に専念」21.6%などがあがっている。子どもや家庭を優先せざるを得ない、あるいはそうしたいということであり、もし働くとしても安心して子どもを預けられることがおおきな条件となっている。したがって、上に述べた児童クラブ・市（区）町村調査での対象がない、要望がないというのも現在の障害児を抱えての共働きの困難さが学童保育への入所を難しくしているという一面を忘れてはならないと思う。障害児をもつ家庭の場合、地域に受け入れられ、そこで生活していくためにはあらゆる場で健常児や周囲の大い達と一緒に過ごすことが必要であることから、入所のための条件を洗い直す必要があるものと考える。

2) 項目 27 通所のための条件 最も多かったのは「3受け入れの施設整備」63.7%，次いで「7障害児通所のための条件整備」58.8%，「9の人材」57.4%が50%を超える3大理由であり、条件整備と人材とにまとめられる。他には「2の入所希望」48.5%，「5予算」31.6%，「4加配」30.9%，「1対象児童がいる」27.9%であった。これらの通所条件は通所を受け入れているところでも不備としてあげられているものであるから、悪くみれば受け入れないための理由にしているかどうかが問題になるかもしれない。条件が整ってからでないと始められないというのでは困るが、少なくとも対象施設があり、多少の人材があり、安全

性が確保されるならばとりあえずスタートさせ、徐々に整備を図っていくという考え方方が求められるように思う。

児童クラブの調査では現在受け入れていないクラブでの今後の受入は「要綱次第で受入（5）」25.0%，「加配・加算があれば受入（9）」42.9%，「対象児がいれば受入（5）」25.0%，「自治体の理解がなく困難（2）」10.0%，「今後も受入予定なし（2）」10.0%で受け入れるのは20.0%で何らかの条件が整えば受入ても良いことが分かった。児童クラブの方が加配・加算などの現場で必要な条件を挙げているのに対して自治体の結果は需要の方を重視している点で現場サイドの受け入れに対する基本的な態度がわかる。行政側が保護者の要望だけで入所を考えると現場からの反対がある可能性があるだろう。保護者、児童クラブ、行政の三者がきちんと話し合う必要性を示唆していると思う。

### 3. 障害児を受け入れている市（区）町村への限定質問項目の単純集計結果（末尾調査票参照）

1) 項目 13 通所条件 多かったのは「1両親が働いている」48.1%，「7他の留守家庭児童と同じ」41.8%，これはほぼ同じ内容の選択肢になってしまったといえるもので、作成ミスと言える。実際に両方に○をつけてある場合がかなりみられた。あとは「4送迎をすること」31.6%である項目は10数%認められた。

2) 項目 14 主な入所方法 「3の各児童クラブ」43.0%，「2市（区）町村担当部局」42.4%でほぼ拮抗する結果となった。これは設立主体や運営主体がほぼ拮抗しているからではないかと推測している。

3) 項目 15 障害児の入所定員 「決まっていない」ところがほとんどで86.5%であった。これは実際の子どもや受け入れ施設の状況に応じて流動的であるためのようである。「その他」の自由記述にこうした記載がみられたことから裏付けられると思う。

4) 項目 16 障害児の入所待機児童 4分の3が「いない」としている。「待機がある」のはわずかに4.5%にすぎない。

5) 項目 17 加配 「あり」が33.5%，「ない」43.2%であった。始めに述べた協議会調査では「指導員を加配している学童保育のある市（区）町村の割合は4割強で」あるとしているので今回調査は若干少ないことが分かる。調査対象の基本的な構成の違いによるものと推測できる。

なお、項目 18 の補助金加算は設問が悪く選択肢の 4 は調査対象の自治体が各クラブに補助金を交付するととられたようなので分析からは外すこととした。

6) 項目 19 障害児の学年超過 多いのは「1 決まった学年」で 26.1 %、「2 ゆとりがあれば超過児」も 19.7 %、「3 特例で延長」が 13.4 % (多くは 6 年生までではかは一年延長の 4 年生であった) などであった。全体的には障害児の学年超過には柔軟に対応している。「その他」の自由記述には学年超過することで健常児の同期生がいなくなってしまうことによる問題点を挙げていた市(区)町村もあった。

7) 項目 20 障害児受け入れのための条例・要綱であるが、「2 ない」が 88.4 % で圧倒的であった。障害児を受け入れるための条例・要綱を定めることは安定して障害児を受け入れることになるわけでできるだけ定めることが望ましい。あるいは内規のようなもので非公開にしている可能性はあるだろう。

児童クラブの調査では「障害児入所の条例・要綱あり(1)」7.7 % ということで障害児受入のための自治体レベルの法的な根拠はほとんど整備されていなかった。このことは自治体調査からも裏付けられたといえる。

8) 項目 21 施設整備 「1 問題がない」が 44.3 % ではほぼ半数を占めているが児童館、公民館、学校の空き教室などの利用が多いようで近年の建物のバリアフリー化が促進されている現状を反映したものかもしれない。ただし、約 3 割が「トイレや出入り口の整備」を挙げているので古い施設もかなり利用されているのだろう。現行では施設整備費は児童クラブの国家補助の対象になっていないことから今後の課題と言える。

9) 項目 22 対人・対物保険 約 6 割が「4 その他」になっているがこれはほとんど「障害児も健常児も同じ」であり、その内容は市(区)町村加入が多い。したがって、おそらくは他の項目も障害児のために特別のものはほとんどないものと思われる。いずれにせよ、その他で未加入はないといってよい状況にある。

10) 項目 23 障害児に関する研修体制は「1 行っている」が 34.8 % にすぎない。その内容も「年 1 回の講演」や「施設外の研修会」にとどまっている。「研修を行っていない施設」は 58.7 % と 6 割弱に達していることからただ単に受け入れているだけ、あるいは受け入れるだけで精一杯と

いうお寒い現状がうかがわれる。研修費は国家補助の対象となっているがおそらくは一般的な研修だけで終わっていて障害児関連の研修にまで回っていないものと思われる。「3 その他」の自由記述に一般の研修だけという記載が多くみられるところからも裏付けられる。

児童クラブの調査では職員研修は「している(6)」45.5 % 内「障害児のための研修(2)」18.2 %、障害児保育プログラムは「特に決めていない(10)」83.3 %、受入マニュアル「作成中・検討中(1)」7.7 %、「作成していない(12)」92.3 % であり、障害児を受け入れるためのソフト面の整備の立ち後れが認められる。

11) 項目 24 障害児を受け入れる場合の資格 「3 何らかの資格」を挙げる市(区)町村が 56.3 % に達し、「障害児のためには必要」の 10.6 % を合わせれば約 70 % 弱に達する。次いで「1 必要ない」15.9 % であった。一般的に資格を要すると考えるところが多いが、現行では資格はなく(法律化される以前の要綱では厚生指導員が挙げられていた)、障害児の受け入れが促進されていければこれの見直しが必要になってくるように思われる。

保護者達は「専門、経験のある指導員」職員を望む声が挙がっている。これも子どもを預ける側からすれば当然の要求であろう。

12) 項目 25 障害児の受け入れの長短 これははっきり 2 つの意見があり、この両者を併記する市(区)町村も多かった。それは良い点では「健常児に思いやりの芽生えがみられること」、「障害児にとってもプラス」(ただし、健常児へのプラスだけが強調されがちな回答が多かった)、問題点は「障害児にかかりっきりになってしまうこと」で、少数だが「健常児の親たちから反対意見がみられる」という。やはり人員配置や障害児と上手に接することのできる人材の養成が必要であることはいうまでもない。

#### IV. 障害児の放課後対策－いくつかの提言

1) 障害児にとっても保護者にとっても安心して過ごせる場の確保が放課後、休日、長期休暇中に求められること。

2) 緊急時の一時的な保護や、保護者、障害児がともに休息のとれる仕組みが必要になること。ショートステイ、レスパイト、デイケアなど。

- 3) 安心して過ごせる場は施設整備はもちろんのこと、専門的で、経験のある指導員の存在こそが安心できる人であり、障害児にとっての居場所を確保するものと考えられる。従って、そうした指導員の養成、確保、場合によっては資格制度の見直し等が求められるものと考える。
- 4) 現行の児童クラブでは対応できないところについて全児童放課後対策や、地域の児童福祉施設、公民館、体育施設など公共機関を活用した仕組み、障害児の通学する学校（障害児学級＜通常学級含めて＞、盲・聾・養護学校）を活用することなどが検討される課題になる。
- 5) 保護者が共働きであるという条件は障害児を有する家庭においては適切な条件とはいえず、見直しが必要と思われる。
- 6) はじめに述べた「厚生労働省」の試行事業が本事業になるように、試行事業の実施状況調査を行うこと。
- 7) 地域の状況に合わせた多様な仕組みを構成し、選択的に利用できるようにしていくこと。あらたな仕組みをつくるよりも今の仕組みを組み合わせたり、発展させる方向性を考えること。たとえば、障害児の学年や年齢に応じて通所先を変えられることや、放課後、休日、長期休暇など状況や時期に応じて使い分けできるようにするなどである。

## V. 今後の課題：

- 今後の課題としては国が児童クラブへの障害児受け入れの方向を示したことによって、
- 1) 施設整備＜安全対策を含めて＞
  - 2) 指導員の資格
  - 3) 障害児を担当できる指導員の確保
  - 4) 障害児受け入れのための要綱の整備（障害種別、障害程度、障害児数対指導員数比＜加配基準＞、加算、障害児年齢、障害児指導指針の策定など）
  - 5) 障害児の長期休暇中の受け入れ
  - 6) 盲・聾・養護学校・障害児学級の活用と同在籍児の扱い
  - 7) 全児童放課後対策との関連で障害児の受け入れをどうするか、児童クラブという仕組み以外の放課後対策の在り方の検討
  - 8) 研修の整備（障害児全般、事例研究くとくに自閉症児、行為障害児などの取り扱いの難しい児への対応＞）

- 9) 小学校から中学校・高校（盲・聾・養護学校中学部・高等部、高等養護学校）の生徒の放課後対策をどうするか
- 10) 児が所属している学校での学習・生活等との関連から、学級担任との連携などの課題が今後、検討されていく必要があり、徐々にすすめていきたいと考える。

## 参考文献、引用文献

- 1) 藤本文朗;津止正敏編『放課後の障害児－障害者の社会教育』青木書店 1988.
- 2) 藤本文朗;三島敏男;津止正敏編『学校五日制と障害児の発達－子ども、学校、地域づくり』かもがわ出版 1992.
- 3) 柏女靈峰編 改正児童福祉法のすべて 児童福祉法改正資料集 別冊発達 23 ミネルヴァ書房
- 4) 厚生省大臣官房統計情報部編 平成9年地域児童福祉事業等調査報告 財団法人厚生統計協会刊 1999.3.
- 5) 松本伊智朗;佐藤満;二通論 “障害をもつ子の放課後” 実態調査団報告書 この声が聞こえますか 障害をもつ子の親達 814人の叫びとささやき “障害をもつ子の放課後” 実態調査団刊 1996.
- 6) 茂木俊彦;田中島晃子編『学童保育と障害児』一聲社 1989.
- 7) 日本子ども家庭総合研究所編 平成10年度版 全国子育てマップ資料集 1999.3
- 8) 障害児の放課後生活を保障する都内団体連絡会編 第4回放課後連学習集会報告集－障害をもつ子どもたちの放課後や地域での生活を豊かに 障害児の放課後生活を保障する都内団体連絡会編刊 1998.
- 9) 豊橋学童保育連絡協議会羽根井花田どろんこクラブ 障害児と共に－豊橋、どろんこクラブの報告－障害児たちにも生き生きした放課後を 豊橋学童保育連絡協議会羽根井花田どろんこクラブ 1998.
- 10) 恒次欽也、森本尚子、日暮眞 障害児学童保育に関する調査研究Ⅰ－その課題と本調査に向けて－ 愛知教育大学障害児治療教育センター治療教育学研究 第19輯, Pp.53-62, 1999.3
- 11) 恒次欽也、三浦栄子、森本尚子、日暮眞 障害児学童保育に関する調査研究Ⅱ－障害児童、生

徒をもつ保護者調査から－ 愛知教育大学障害児治療教育センター治療教育学研究 第20輯,  
Pp.47-53,2000.3

- 12) 全国学童保育連絡協議会編 学童保育 実態調査のまとめ 全国学童保育連絡協議会編刊  
1994.
- 13) 全国学童保育連絡協議会編 地方版エンゼルプラン 学童保育の都道府県施策 全国学童保育連絡協議会編刊 1995.

- 14) 全国学童保育連絡協議会編 新版 学童保育のハンドブック 一声社 1998.
- 15) 全国学童保育連絡協議会全国学童保育連絡協議会編 障害をもつ子の学童保育入所の状況  
(未公開中間報告資料) 1999.6.
- 16) 全国学童保育連絡協議会編「1998年版学童保育－実態調査のまとめ」全国学童保育協議会, 1999.

表1 児童クラブ数と入所児童数

	児童クラブ数	入所児童数
厚生省調査	10, 201カ所	355, 176人
全国学童保育協議会調査	10, 231カ所	353, 399人(推定)

表2 児童クラブに入所している障害児数

	調査時点	入所施設数	入所児童数	
厚生省調査	1999年5月	1, 763カ所	2, 691人	全施設調査
比率		17.3%	0.8%	
全国学童協	1998年5月	1, 646カ所	2, 557人	回収率85.4%
比率		20.7%	1.0%	

表3 調査票の主要な結果 (%)

4. 市(区)町村内の養護学校：  
1. ある 39.3%  
2. ない 60.7%
5. 現在、設立主体を問わず市(区)町村が把握している児童クラブは何カ所ですか  
(第2種社会福祉事業に指定されていないものも含む)  
1. ある 96.4%  
2. ない 3.6%  
1.今後開設を予定・検討中 1.3%  
2.開設予定はない 1.0%
8. 第2種社会福祉事業に指定されている(申請中含む)児童クラブはありますか  
1. ある 58.2%  
2. ない 41.8%
9. 児童クラブの児童の定員についておききします  
1. 定員は決まっている 77.9%  
2. 定員は決まっていない 23.1%
10. 児童クラブに関しての条例、要綱はありますか  
1. ある(改正中を含む) 80.2%

- |                  |         |
|------------------|---------|
| 2. ない            | 17. 1 % |
| 3. 作成中（審議・上程中含む） | 1. 4 %  |
| 4. その他           | 1. 4 %  |

III. 障害児通所の児童クラブについておたずねします。

11. 障害のある子どもたちは、児童クラブに通所していますか

- |                     |         |
|---------------------|---------|
| 1. 通所している           | 48. 6 % |
| 2. 通所していない          | 42. 9 % |
| 3. 通所していた           | 4. 1 %  |
| 4. 通所しているかいないか不明    | 3. 1 %  |
| 5. その他一設問12または設問は26 | 1. 4 %  |

<以下、児童クラブに障害児が通所している場合のみ、お答えください>

13. 障害のある子どもたちが通所するための条件をおたずねします（いくつでも○可）

- |                            |         |
|----------------------------|---------|
| 1. 両親（単親家庭を含む）が働いている       | 48. 1 % |
| 2. ひとりで通所できる               | 13. 3 % |
| 3. ひとりで帰宅できる               | 10. 1 % |
| 4. 送迎を保護者やボランティア等がおこなうこと   | 31. 6 % |
| 5. 障害の程度や障害の種類に制限がある       | 18. 4 % |
| 6. 障害児の場合は親が共働きでなくてもよい     | 5. 7 %  |
| 7. とくに条件はない（他の留守家庭児童と同じ条件） | 41. 8 % |
| 8. 児童クラブにより異なる             | 16. 5 % |
| 9. その他                     | 15. 8 % |

14. 障害のある子どもたちの主な入所方法について

- |                            |         |
|----------------------------|---------|
| 1. 入所を決める委員会などが市（区）町村などにある | 3. 8 %  |
| 2. 市（区）町村の担当部局で決める         | 42. 4 % |
| 3. 各児童クラブに任せている            | 43. 0 % |
| 4. その他                     | 10. 8 % |

15. 障害のある子どもたちの入所定員について

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 定員は決まっている  | 9. 0 %  |
| 2. 定員は決まっていない | 86. 5 % |
| 3. その他        | 4. 5 %  |

16. 障害のある子どもたちの入所待機児童数について

- |            |         |
|------------|---------|
| 1. 待機児童がいる | 4. 5 %  |
| 2. いない     | 75. 8 % |
| 3. 不明      | 19. 7 % |

17. 障害のある子どもたちを受け入れるための加配について

- |          |         |
|----------|---------|
| 1. 加配がある | 33. 5 % |
| 2. 加配はない | 43. 2 % |
| 3. その他   | 23. 2 % |

18. 障害のある子どもたちを受け入れるための児童クラブへの補助について

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| 1. 補助金交付（加算）がある       | 32. 9 % |
| 2. 施設の運営形態その他条件により異なる | 1. 3 %  |
| 3. 補助金交付はない           | 59. 4 % |
| 4. その他                | 6. 5 %  |

19. 児童クラブは小学校1年から3年生までとなっていますが、障害児の学年超過児について

- |                           |         |
|---------------------------|---------|
| 1. 決まった学年（年齢）で退所する        | 26. 1 % |
| 2. 受入のゆとりがあれば超過児でも継続する    | 19. 7 % |
| 3. 特例で継続できる               | 13. 4 % |
| 4. 障害の有無に関わらず、超過児を受け入れている | 9. 6 %  |
| 5. とくに決まりはない              | 17. 8 % |
| 6. その他                    | 13. 4 % |

20. 障害児を受け入れるための条例・要綱等についておたずねします

- |              |        |
|--------------|--------|
| 1. 条例・要綱等がある | 9. 0 % |
|--------------|--------|

2. 条例・要綱等はない	88.4%
3. 条例・要綱等を作成中・検討中	0.6%
4. その他	1.9%

21. 障害のある子どもたちに必要な施設整備面（トイレ、出入り口、階段、部屋の構造、冷暖房 等）についておたずねします

1. 現在の施設では問題がない	44.3%
2. 施設によっては整備が必要	30.9%
3. 全面的な整備が必要	8.7%
4. その他	16.1%

22. 障害のある子どもたちの対物・対人保険について

1. 保護者に強制加入を求めている	11.8%
2. 保護者に任意加入を求めている	8.6%
3. 市（区）町村が加入している	19.1%
4. その他	60.5%

23. 障害児に関する研修体制についておたずねします

1. 研修を行っている	34.8%
1. 講師を招いて講演など（35.8%）	
2. 講師を招いて入所児に関する事例検討会（3.8%）	
3. 施設内の自主研修会（9.4%）	
4. 施設外の研修会や学童保育連絡協議会への参加など（35.8%）	
5. その他（15.1%）	
2. 障害児保育のための研修は行っていない	58.7%
3. その他	6.5%

24. 障害児を受け入れる場合の指導員の資格に関してどのようにお考えですか

1. とくに資格に問題はない（特別な資格は必要ない）	15.9%
2. 資格よりもそのひとの考え方や実績などの方が大事である	9.3%
3. 何らかの資格（教員免許、厚生指導員、児童指導員、 保育士その他）が望ましい	56.3%
4. 障害児のためには必要	10.6%
4. とくに意見はない	7.9%

25. 障害児を受け入れていることで生じている良いことや、問題点があればお書きください  
(個人的なお考えでも構いません)

主な意見 1. 良い点 多くは健常児に思いやりの芽生えがみられること、障害児にとってもプラスになること。  
2. 問題点 健常児を見ることができにくくなり、障害児にかかりっきりになってしまふこと。

#### 設問28以降へ

<障害のある子どもたちが児童クラブに通っていない場合のみお答えください>

26. 現在、児童クラブに障害のある子どもたちが通っていない主な理由は何ですか（いくつでもOK）

1. 対象児童がいない	25.5%
2. 入所希望がない	59.1%
3. 受入のための施設が整備されていない	36.0%
4. 加配などが難しい	18.2%
5. 予算的に受入が難しい	14.6%
6. 障害児は児童クラブよりも別の施設がよい	4.4%
7. 障害のある子どもたちが通うための条件が整っていない	38.7%
8. 児童クラブ以外の放課後、通所できる場が確保されている	5.8%
9. 障害のある子どもたちをみることのできる人材がない	29.9%
10. その他	5.8%

27. どのような条件が整えば児童クラブに障害のある子どもたちが通所できると思いますか（いくつでもOK）

1. 対象児童がいる	27.9%
2. 入所希望がある	48.5%
3. 受入のための施設が整う	63.7%
4. 加配が行われる	30.9%
5. 予算的に受入が可能になる	31.6%

6. 児童クラブ以外に適切な施設がない	2. 9 %
7. 障害のある子どもたちが通うための条件が整う	58. 8 %
8. 児童クラブ以外には放課後、通所できる場がない	4. 4 %
9. 障害のある子どもたちをみることのできる人材がそろう	57. 4 %
10. その他	8. 1 %

<以下は全市(区)町村におたずねします>

28. 障害のある中学生(障害児学級・養護学校・聾学校・盲学校中等部)の放課後について

1. 既存の放課後クラブに入所できるようにする	4. 9 %
2. 親の会などで対応するのが望ましい	6. 7 %
3. 国の制度として児童クラブとは別に設立するのが望ましい	47. 2 %
4. 自治体が独自に設立するのが望まれる	2. 8 %
5. 放課後の全児童対策事業により対応するのが望ましい	12. 3 %
6. とくに必要ない	10. 2 %
7. その他	15. 8 %

29. 障害のある高校生(養護学校・聾学校・盲学校高等部)の放課後について

1. 既存の放課後クラブに入所できるようにする	2. 8 %
2. 親の会などで対応するのが望ましい	6. 7 %
3. 国の制度として児童クラブとは別に設立するのが望ましい	47. 9 %
4. 自治体が独自に設立するのが望まれる	2. 8 %
5. 放課後の全児童対策事業により対応するのが望ましい	9. 2 %
6. とくに必要ない	13. 7 %
7. その他	16. 9 %

30. 障害のある幼児(幼稚園児・保育園児・就学前施設通園児など)の放課後について

1. 既存の放課後クラブに入所できるようにする	9. 3 %
2. 親の会などで対応するのが望ましい	7. 5 %
3. 国の制度として児童クラブとは別に設立するのが望ましい	31. 7 %
4. 自治体が独自に設立するのが望まれる	5. 0 %
5. 放課後の全児童対策事業により対応するのが望ましい	8. 2 %
6. とくに必要ない	13. 5 %
7. その他	24. 9 %

31. 近年、いくつかの市(区)町村で放課後の全児童対策が教育委員会などにより行われているところがあります。これについておたずねいたします。

1. 現在、放課後の全児童対策を実施している	10. 1 %
1. 障害児も対象	68. 0 % (17カ所)
2. 障害児は対象外	20. 0 % (5カ所)
3. 詳細は不明	8. 0 %
4. その他	4. 0 %
2. 現在、実施に向けて検討している	4. 6 %
3. 知っているが特に検討していない	35. 6 %
4. そういう事業があるのを知らない	44. 0 %
5. その他	4. 9 %

32. 市(区)町村内に児童クラブ以外に障害のある子どもたちが放課後に通所できる施設などがありますか

1. 親の会やボランティアグループなどにより運営されるところがある	11. 9 %
2. 主に障害児のための児童クラブや学童保育等と称しているところがある	3. 7 %
3. 児童クラブ対象年齢以外の児童・生徒が通所できるところがある	7. 1 %
4. あるかどうかわからない	12. 9 %
5. ない	62. 9 %
6. その他	1. 4 %

33. 保護者の子育てを支援しつつ、子どもたちの放課後を有意義なものにしていくために、今後 どのような仕組みが望まれますか。(いくつでも○可)

1. 両親が共働きである・ないに関わらず、子どもを預けられる	26. 4 %
2. 子どもの年齢に関係なく、子どもを預けられる	22. 0 %
3. 日曜・祝日に、子どもを預けられる	17. 6 %
4. 夜間に、宿泊可能で、子どもを預けられる	6. 1 %

5. 保護者の傷病など緊急時に、一時的に子どもを預けられる	49. 0 %
6. 育児リフレッシュを図るため、いつでも希望するときに、 子どもを預けられる	18. 9 %
7. 1～2週間の長期で、子どもを預けられる	4. 7 %
8. 家で親の代わりに子どもの面倒を見てくれるヘルパー派遣制度	19. 3 %
9. 地域のクラブ活動や学校の部活動への参加	27. 7 %
10. 青少年学級への参加	4. 4 %
11. 地域の子どもたちと一緒に過ごすことができる場の確保	54. 1 %
12. 地域の子どもの親達と交流することができる場の確保	33. 4 %
13. 地域の方たとの障害児に関する理解を促す交流の場の確保	40. 2 %
14. その他（下記の枠内にご自由にお書き下さい）	10. 8 %

主な意見は、1. 上記の各項目の充実を望む。  
 2. 充実することで家庭教育や親子関係が希薄になること。  
 3. 行政や地域任せになり、子育てに責任をとらないこと。

3.4. 障害のある子どもたちの放課後の過ごし方や活動場所の確保などに関して、ご意見・ご要望 などがございましたらお聞かせ下さい。 （個人的なお考えでも構いません）

主な意見は、障害児のいられる場所、社会の中で健常児・者とともに過ごせる場が必要であること。

厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）  
研究報告書

フォーカス・グループ・ディスカッション法による障害児ケアに関するニーズ調査

研究協力者 中村安秀 大阪大学大学院人間科学研究科 教授

研究要旨：現代の母子を取り巻く多様なニードに対応するためには、単なる量的評価だけではなく、質的評価も重要視されなければならない。国際保健分野において、文化社会背景の異なるフィールドで住民のニーズや意識を把握するための手段として頻用されているフォーカス・グループ・ディスカッション法（FGD）により、障害を持つ親のニーズを調査した。その結果、FGDは具体的なあらかじめ回答が用意できない潜在的な意識を調査するには非常に優れた技法であり、地域における障害児とその家族の意識やニーズを調査するには非常に適切な調査方法であると考えられた。

本年度は、FGDワークショップを鳥取で行い、3か年にわたる研究成果をまとめ、「フォーカス・グループ・ディスカッション・マニュアル」を作成した。

見出し語：フォーカス・グループ・ディスカッション、障害児、ニーズ、質的分析

協力者：渡邊雅行（大阪大学大学院）、當山紀子（HANDS）

#### A はじめに

住民のニーズは生活水準や住民意識に伴い変化しており、現行の種々の母子保健施策が変化しつづける家庭や環境に対応できているのか、単なる量的評価だけではなく、質的評価に基づいた検討が必要である。

障害を持つ親のニーズを調査するために、3地域で6回のFGDを実施した。その経験からFGDは具体的なあらかじめ回答が用意できない潜在的な意識を調査するには非常に優れた技法であり、地域における障害児とその家族の意識やニーズを調査するには非常に適切な調査方法であると考えられた。そして、FGDの普及と同時にさら

なる方法論の向上が求められている。

#### B 研究結果

今年度は、FGDを地域における保健サービスに関する家族の意識やニーズを調査するための方法論として普及させるために、2001年1月に鳥取において保健婦を対象とした2日間のワークショップを開催した。そのワークショップで使用したマニュアルを改良して、FGDの手順を整理し、FGDの特性をまとめた「フォーカス・グループ・ディスカッション・マニュアル」を作成した。

## フォーカス・グループ・ディスカッション・マニュアル

- 1 はじめに
- 2 FGD とは
- 3 FGD の実際
  - Step 1. フォーカスグループのデザイン
  - Step 2. 司会者の選定
  - Step 3. 参加者の選定
  - Step 4. フォーカス・グループ・インタビューのグループ数の決定
  - Step 5. フォーカス・グループ・インタビューを行う施設の手配
  - Step 6. インタビューガイドの作成
  - Step 7. フォーカス・グループ・インタビューの実施
  - Step 8. フォーカス・グループ・インタビューにおけるデータの分析
- 4 調査結果（宮古、鳥取、府中）
- 5 FGD に関する文献
- 6 おわりに

本年度の報告書においては、本年度の活動における最大の成果として「フォーカス・グループ・ディスカッション・マニュアル」の一部を添付することにした。このマニュアルは、とくに現場の医師、保健婦などが、地域に住む障害児の保護者のニーズを知る目的で作成されている。そして、具体的に、本研究班の 3 カ年にわたる知見を盛り込み、フォーカス・グループ・ディスカッションを初めて試みる保健医療関係者にも使えるようにわかりやすくまとめた。

また、このマニュアルは単に机上で作成されたものではなく、研究班の活動の一環として鳥取県において 2000 年 7 月に「フォーカス・グループ・ディスカッション・ワークショップ」として実施され、現場で応用可能であることが実証されたものである。

## Introduction FGDとは何か

- ✓ FGDではモダレーターのもとで、事前に準備した内容について、対象となる集団から少数の参加者を募り、話し合いを行う。このような質的調査技術は企業で広く用いられている (Bob Timmons)
- ✓ グループインタビュー法は、そもそも社会的現象や心理現象の理解を深める理論・知識・技術を生み出すことを目的に、質的なデータを収集し分析するための高度に体系化された研究方法である。その目的は、社会生活に共通して見られる基本的なパターンを説明する理論・知識・技術を生み出すことにある<sup>1)</sup>。

### 特徴の例

#### 量的調査 vs 質的調査

##### FGDのアドバンテージ

- ✓ 対象者が自分の言葉で話すため、より対象者に近い視点で情報を得ることができる
- ✓ 大規模な量的調査に比べ、「早い」「安い」

##### FGDのディスアドバンテージ

- ✓ 参加者が偏ると偏った結果が得られる  
⇒ 事前に参加者の選択に注意を払う
- ✓ 司会者がバイアスを与える影響が大きい  
⇒ 司会者のトレーニングとビデオや観察者を用いた評価を行なう

#### 個人インタビューvsFGD

##### FGDのアドバンテージ

- ✓ 参加者の相互交流により意見が引き出される
- ✓ 新しい意見が生み出される可能性がある
- ✓ 自発的な発言が促される

##### FGDのディスアドバンテージ

- ✓ 内容がセンシティブな時は本音が聞き出しにくい  
⇒ 質問の工夫をする。内容によってはFGDに向かない場合もある。
- ✓ 参加者が他者の意見に引きずられる可能性がある  
⇒ 司会者の技術により予防可能

### 引用文献

<sup>1)</sup> 高山忠雄、安梅勲江：グループインタビュー法の理論と実際－質的研究による情報把握の方法－、川島書店、1998.

## Step 1. フォーカスグループのデザイン

- 調査したい概念・テーマを明らかにする  
何のために、何を知りたいのかを明らかにする
  - 知りたい情報のリストを作る
  - 知りたい情報をガイドラインの形にする
  - ガイドラインは簡潔にする
- もしFGDが他のデータ収集方法も含めた調査の一部ならば、どのようにFGDが調査計画全体に反映されるかを考慮する必要がある。データをどのように使うかを考える。

### フォーカスグループ調査の利用法

- ・トピックに関する一般的な情報を得る
- ・追加調査の仮説をたてる
- ・新しいアイデアと創造的な概念を刺激する
- ・新しいプログラムの中に存在する問題を見いだす
- ・商品やプログラムの印象を知る
- ・ある事柄について対象者達がどのように話しているかを知る
- ・サーベイ質問紙のデザインの作成に役立つ
- ・事前に得られたサーベイの結果を解釈する

## Step 2. 司会者の選定

司会者の役割を担う可能性のある人

- 調査チームのメンバー
- 外部の第3者

司会者の選択にそれぞれ利点・欠点がある。

	外部の第3者	事業の関係者
メリット	1. 先入観、偏見が少ない 2. 参加者から客観的な意見が得られやすい	1. 事前に情報が十分あるので、議論をより深めることが可能 2. 参加者との良い関係ができている場合、議論が盛り上がりやすい 3. 参加者の人間関係を知っている場合、議論のバイアスに気付き、コントロールすることが可能
デメリット	3. 議論が盛り上がるまでに時間がかかる 4. 背後にある人間関係による議論のバイアスに気付きにくい	4. 事業の客観的意見が得られにくい
備考	5. 分析には関係者の参加が重要	5.

それぞれのデメリットに以下の対応が必要である。

➤ 外部の第3者のデメリットに関して

3. 議論が盛り上がるまでに時間がかかる

議論が盛り上がるまでの時間は、一般に外部の者でも 40-50 分ほどであり、1 時間半ほどセッションであれば十分な情報は得られる。

4. 背後にある人間関係による議論のバイアスに気付きにくい

この点に関しては、参加者の人選の際に注意が必要となる。参加者はできるだけホモジニアス(同一な特性を持つ集団)にし、利害関係や発言力の違いがあると、参加者の本音を聞くことは困難となる。

また、司会者に参加者に関する重要な情報は提供しておき、司会者は注意を払う必要がある。一方で、司会者は個人の私的な情報はもっていないという態度のほうが参加者からの安心が得られやすい。

➤ 事業の関係者のデメリットに関して

3. 事業の客観的意見が得られにくい

セッションの内容によっては、関係者の司会のメリットもあるが、事業の評価などのセッションの場合、事業に直接関係していない者が望ましい。

議論の内容によって、司会者を選定することで、より質の高いセッションを実施できる。